

家畜育成牧場乳用初妊牛譲渡支援事業実施要領

第1 趣旨

本事業は、一般社団法人岐阜県農畜産公社が酪農家に対して行う乳用初妊牛譲渡事業において、飼料価格高騰による譲渡価格の上昇額（令和元年10月改訂の譲渡価格と令和5年6月改訂の譲渡価格の差額）の一部を県が補てんすることにより、酪農家の負担軽減を図ることを目的とし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）並びに岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱（昭和57年9月1日付け畜第664号農政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、一般社団法人岐阜県農畜産公社とする。

第3 補てん金の額

要綱別表第1に定める補助金の額は、次により算定する。ただし、令和6年3月までに譲渡価格を改訂する場合は別途協議する。

| 補てん金交付単価（上限） | 上限頭数 |
|--------------|------|
| 40,500円/頭 | 455頭 |

（※ 価格上昇分の1/2を補てんする。）

第4 事業要件

補てん金の交付対象は、令和5年6月から令和6年3月までに一般社団法人岐阜県農畜産公社東濃牧場から酪農家に譲渡した乳用初妊牛とする。

第5 事業の実施

1 事業実施計画の承認申請

事業実施主体は、計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（様式第2号）を添付し、知事に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、前項の規定により事業実施計画書の提出があったときは、これを審査し、適切と認めた場合、承認し、通知（様式第3号）するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、第1項に準じて事業実施計画書（変更）を作成し、承認を受けるものとする。

（1）事業費の30%を超える増減

（2）事業の廃止

第6 実績報告書の添付書類

要綱第9条第1項第4号に規定する「その他知事が必要と認める書類」は、下記のとおりとする。

- ・事業実施実績書（様式第4号）

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月7日から施行する。